別添1

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主の方へ

令和２年６月12日

雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます
（1人あたり日額8,330円⇒15,000円）

企業規模にかかわらず、すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を10/10（100%）に拡充します

- **令和２年４月１日から９月30日まで**の期間を１日でも含む賃金締切期間（判定基礎期間）が対象です
- **すでに受給した方・申請済みの方にも適用**されます（裏面へ）
- これから支給申請を行うものは、厚労省ＨＰの様式をご活用ください

<様式はこちら>

- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

「解雇等をせず雇用維持に努める」とは

・令和２年１月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までに、解雇等を行っていないこと
（解雇とみなされる有期雇用労働者の雇止め、派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含みます。また、新型コロナウイルス感染症を理由とする解雇も含まれます）

・賃金締切期間（判定基礎期間）の末日時点の従業員数が、令和２年１月24日から賃金締切期間（判定基礎期間）の末日までの各月末時点の従業員数の平均の５分の４以上であること

（裏面へつづく）

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020612企01

追加支給について

支給申請はお済みでまだ支給決定されていない事業主の方

- 追加支給の**手続きは「不要」**です
- **差額（追加支給分）も含めて支給**します

※　審査の状況によっては、差額（追加支給分）を令和２年７月以降順次お支払いする場合があります。

すでに支給決定された事業主の方

- 追加支給の**手続きは「不要」**です
- **すでに支給した額との差額（追加支給分）は後日支給**します

差額（追加支給分）は令和２年**７月以降**順次にお支払しますので、
今しばらくお待ちください

支給申請がお済みの事業主の方で、過去の休業手当を見直し（増額し）従業員に対し、追加で休業手当の増額分を支給した事業主の方

- 追加支給の**手続きが「必要」**です
- 令和2年**９月30日**までに次の書類をご提出ください

「再申請書（様式）」、「支給要件確認申立書（様式）」
「支給決定通知書の写し」、「増額した休業手当・賃金の額がわかる書類」
「休業させた日や時間がわかる書類（対象労働者を増やした場合）」

＜様式はこちら＞

現在、非常に多くの申請をいただき順次審査をしていることから、お問い合わせをいただいても、個別の手続きの状況や支給決定日などをお示しできない状況です。

大変申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、追加支給を希望しない場合は、お手数ですが、下記「申請・お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請・お問い合わせ先

都道府県労働局・ハローワーク

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局 職業安定部職業対策課（助成金センター）
およびハローワークまでお問い合わせください。

雇用調整助成金　検索